

2009年8月13日

株式会社エコクリーン江別
代表取締役 小室 透 殿

環境クリーンセンター等運営事業評価委員会
委員長 押 谷



評 価 報 告 書

江別市の廃棄物行政の中核を担う貴社の事業運営に対して江別市民を代表して感謝申し上げます。

さて、別添の名簿に記載された委員等の出席により7月17日に開催した第二回環境クリーンセンター等運営事業評価委員会において、貴職ならびに貴社担当者より平成20(2008)年度の運営事業の内容について説明を受けました。また、技術的な内容については適宜、同席いただいたオブザーバーから助言をいただきました。

それらをもとに、委員全員と貴社の事業に対する評価について協議を行いました。その結果、貴社の運営事業について特段の問題はなく、適正であることを委員会全員一致で評価することといたしましたので、ここにご報告いたします。

昨年度の評価委員会において指摘した事項の改善も含め、運営事業において重大な問題点や、改善しなければならないことはないかと判断いたしました。

ただし、別添のとおり説明を受けた内容ともに対応いただきたい点を示しておりますので、それらについては可級の速やかに対応を検討し、実施することを求めます。

貴社の事業は、株式会社組織とはいえ利益の追求だけではなく、社会的な責任と公益性をもつ事業を担っていることを貴職はじめ従業員一同、関係会社も十分に認識して、健全な経営かつ環境面においては安心安全の配慮を重視した事業の展開を行っていただくよう要望いたします。

末筆ながら委員会の席において適切な対応をいただいた貴社社員のみなさま、適宜ご助言をいただいたアドバイザー各位に格別のお礼を申し上げます。

記

評価：平成20年の環境クリーンセンター等運営事業については、下記の評価事項において特段の問題はなく、総合的に適正であると評価します。

- | | |
|------|------------------|
| 評価事項 | 1. 運営・運転維持管理について |
| | 2. 環境保全について |
| | 3. 事業経営について |
| | 4. 昨年度の指摘事項について |

(別 添)

環境クリーンセンター等運営事業評価委員会
委員等名簿

(敬称略)

	氏 名	団 体 等
委 員 長	押 谷 一	酪農学園大学
副 委 員 長	星 優 子	日本リサイクルネット ワーク・えべつ
委 員	辻 富美子	江別消費者協会
委 員	福 田 孝	八幡自治会
委 員	森 木 潤 一	江別建設業協会
オブザーバー	崎 山 芳 行	三井造船 (株)
オブザーバー	杉 本 光 正	クボタ環境サービス (株)

I. 説明内容の概要

1. 運転維持管理について

江別市の要求水準書に定められた業務を遂行するための組織であることを本年7月1日現在の「江別市環境クリーンセンター運転維持管理に係る組織体制」に基づいて説明を受けた。それによれば、技術部長補佐を新たに雇用したが、それ以外の人事ならびに組織の変更はない。廃棄物処理施設技術管理者、ボイラータービン主任技術者、防火管理者など運転維持管理に必要な有資格者が適正に配置されていること、職制によって異なるものの勤務時間等について適正であることを確認した。

業務実績については、ごみ搬入量等について平成17年度の実績値に対する、平成20年度の値について説明を受け、それぞれ確認を行った。

(1) ごみ搬入量

江別市においては、平成16年10月にごみ有料化が導入されたこと、同20年10月よりごみ分別方法の変更があったことなどによりECEへのごみ搬入量は、可燃ごみ、不燃・粗大ごみそれぞれ増減がみられるが、その理由について説明を受けた。

(2) 焼却施設の運転状況

① 可燃ごみ処理

処理量については、平成20年度は、同17年度に比較して3%の減少であること、浸出水処理施設脱水ケーキの焼却量が3倍強に増加していることについて理由の説明を受けた。

焼却処理したごみの量は、受け入れ量の102%となっている。平成20年度においては、未処理分はないとの説明を受けた。

② 資源化物量、最終処分量

分別装置の性能向上や、分別方法の変更に伴って量が減少していることについて説明を受けた。

(3) 破碎施設の運転状況

① 不燃・粗大ごみ処理

平成20年10月よりごみ分別方法が変更になったことにより不燃・粗大ごみの処理量は、平成17年度に比較して23%の減少となっていること、処理量は不燃・粗大ごみ受入量の99%であったことの説明を受けた。

なお、不燃・粗大ごみとして搬入されたごみのおよそ8割は、分別後、可燃ごみピットに送られ焼却されているとの説明を受けた。

② 資源化物量、焼却・埋立量

資源化物量は、ほぼ平成17年度並みであったことの説明を受けた。

(4) 新最終処分場（現在、運用中の処分場）

① 埋立処分量

平成17年度に比べて処理量が増加しているが、これは溶融スラグがJIS化されたことに伴い、焼却灰の抜き出し量を増加させたことにより脱塩残渣固化物が増加したこと、平成17年7月より破碎残渣を全量、埋立処分していることによることの説明があった。

② 浸出水原水、放流水の水質

要求水準書に基づく水質測定を実施していることについて説明があった。浸出水は処理施設で環境基準を達成するように処理された後、放流されている。原水のCa²⁺が最大値で要求水準書の数値を超えていることが記載されているが、貯留後、処理を行っていることから放流水の排水基準を満足しており、問題はないとの説明を受けた。

(5) 旧最終処分場（運用終了）

要求水準書に基づいて水質測定項目・頻度を決定し、実施していることについて説明があった。（水質測定結果については、別項「2. 環境保全について」で示す）

搬入される可燃ごみ、不燃・粗大ごみ、埋立ごみ、ならびに浸出水の処理において、年度内に未処理は、発生していないことを確認した。

今年度は、労働災害に該当するような人身事故、重大な物損事故は発生していないことの説明を受けた。しかしながら、運転管理・維持管理におけるトラブルは数件、発生しており、そのうち6つの事象については、改善が必要な事象であるとしていることから、その内容について詳細な説明を受けた。

本施設の根幹は、ガス化熔融施設であるが、これは2系統あり、定期点検以外には2系統がすべて運転停止になるような事故は発生していない。しかしながらコンベヤの脱輪、流動用集塵機（家庭のフィルター式掃除機のようなもの）の濾（ろ）布の焼損などによって一系統が停止する事故が発生しているが、処理能力に重大な影響を与えるものではなかったとの説明を受けた。ろ布の焼損は、昨年度も発生しており、改善されたのではないかとの質問に対して、昨年度の原因と同様、絶対に回避できる対策はないが次の3点の改善が行われたことが説明された。第一の改善点は、集塵機のろ布の逆洗（ガス中のカーボンフィルターに吸着させ、フィルターに付着捕集されたカーボンを圧縮エアによって一定時間毎に払い落とすことによりカーボンを集める、この圧縮エアによって払い落とす操作を逆洗という）時間を長くしてカーボンの剥離を徹底すること、第二は、複数設置されているろ布の間引きしてカーボンを効率よく捕集できるようにすること、第三には、集塵機入口の点検口近くに溜まっていたカーボンを定期的に除去することができるよう、点検口の取り付け位置を変更し、点検回数を増加させたことである。改善の第二に示されるろ布の間引きによって排ガスの流量に影響はないのかという質問に対してオペレーターから問題はないとの説明があった。

このほか、受電停止が平成19年2月から20年11月の15回発生し、電気工事業者に原因究明、改善を求めていたところ、構内引込柱の配電線端子接続箇所の電線が脱落していたことによるものと判明、原因としては、端子への電線の差し込みが短く、圧縮に緩みが発生していたこと、端子に水抜き穴がなかったことなどであることから、電気工事業者の瑕疵であることから改善工事を実施、構内の架空配電線路すべての接続部分の点検を実施したことの説明があった。

このほかの点については、重大な事故につながってはならず、マニュアル作成、日常的な点検を強化することなどで対応していることの説明があった。

2. 環境保全について

環境保全業務については、測定、分析すべき項目、頻度などは要求水準書に記載されている要件について、定期分析計画、分析結果を示しながらすべて遅滞なく実施していることの説明があった。

昨年度の委員会でも説明を受けたが、本施設においては国の基準を遵守することはもとより、それより厳しい基準値を定めた江別市独自の基準値を設定しているものもあるが、すべての項目において基準値をクリアーしていることの説明があった。

なお、溶融スラグの「鉛含有量」が J I S の基準値を超えている時期があるが、他の道路資材（砂）と混合することにより適合であるという J I S の解説に基づいて調合した結果、問題はないとの説明を受けた。

3. 事業経営について

収支など経営にかかわることについては、取締役会、株主総会が責任をもつべきことであり本委員会は江別市との契約を交わすことのできる事業主体として適当であるかという視点から評価を行う。なお、事業内容、役員体制については昨年度より変更はない。

本年 6 月 12 日に株主総会が開催され、事業報告ならびに第二期決算が承認されている。それによれば年度当初は、原油価格の高騰による影響が危惧されたが、業務委託先とのユーティリティ単価の変更、その後の原油価格の値下がり等により、計画より若干下回ったものの当期純利益 15,384 千円が計上され、前期の赤字も解消された。なお、当期の利益による株主への配当は、留保されている。

貸借対照表による資産などの説明、支出状況、各種保険の加入状況などについて説明を受けた。これらについては、昨年度と変更はなく特段の問題はみられない。

なお、費用のうち工事請負費等、江別市内の業者に支払われた分（市内調達率）は、前年度より 3.9% 増加している。

さらに地域との連携を強化するとともに、地域貢献のための事業についても積極的に取り組んでいる旨の説明を受けた。施設内に A E D（自動体外式除細動機）を設置し、従業員はもちろん、緊急時には、市民に貸し出しを行うこととしていること、江別市消防署開催による市民救護士講習に 8 名が受講したこと、新型インフルエンザ対策のひとつとして対策物品を調達し、出入り口付近には、消毒剤を常備していることの説明を受けた。周辺環境の整備のために、周辺の清掃活動に積極的に参加している旨の説明を受けた。江別市「子育て支援事業」にも協賛、寄付を行っている。また、10 月には小学生を対象（親子）にした「環境フェア★イン八幡」を開催し、ゲームを通じたごみ問題への啓発などにも取り組んでいることの説明を受けた。

4. 昨年度の指摘事項について

委員会では、昨年度、次の三点について指摘を行っており、その改善内容について説明を求めた。

（1）引率のない見学者に対する禁止区域などを説明すること

改善したことは、来訪者名簿に記入の上、名札の着用を求め入退場を管理していること、見学通路を示したパンフレットによって見学内容を説明していることの説明を受けた。また、営業等の目的で入場する業者に対しても入退場記録を実施していることの説明を受けた。

（2）ろ布焼損に対して在庫をもつこと、ロードヒーティング用不凍液の漏洩の原因究明に努めること

前述の在庫は常備している。後者の原因究明には至っていないが、地盤沈下の状況を把握するために、敷地内で毎年 1 回の定点観測を開始したことの説明を受けた。

(3) 分別設備室の粉じんダイオキシン類の濃度について対策の可能性について検討すること

分別設備室のみならず工場棟のすべての個所において発塵防止対策を実施していることの説明があった。とくに振動によって損傷するおそれのある個所については発塵防止処置を、粉じんなどで汚損している箇所については速やかに清掃を実施している旨の説明があった。

以上のように、運営の問題点はみられないが、これからも慎重に事業運営に携わっていただきたい。なお、委員より次の2点について指摘があったので可及的速やかに検討を行い、効果的な対策を講じていただきたい。

1. 周辺の植栽のなかに枯れ木がみられるので、更新すること
2. 砂利道をパッカー車などが走行すると土埃が発生し、周辺の農作物への影響が懸念されることから走行速度を緩めて土埃の発生防止につとめること

また、委員会の場で説明を受けた際にオブザーバーから技術的な助言をいただいたが、次の点の指摘を受けているので考慮していただきたい。

1. 本施設も運用開始から年月を経過しているが、機械的には問題ないようである。しかし、今後は日・月・年単位の点検項目を十分に再検討することが必要であること
2. 本施設は、他の同様施設に比べて清掃、整頓が行き届いているが、機械設備の基本であることを再認識していただきたいこと

II. 総括

環境クリーンセンター等運営事業評価委員会では、平成20年度事業の評価のための平成21年7月17日に委員会を開催した。

事前に関係資料が送付されていたが、委員会の席において小室 透代表取締役ならびに担当社員より事業内容について詳細な説明をいただいた。年度内において発生したトラブルについては、写真・イラストなどを用いて説明されるなど工夫をいただいた。

委員からは適宜、質問等が出されたが、委員会の席上において十分な回答を得ることができた。

この結果、委員全員一致により、株式会社エコクリーン江別の平成20年度事業については、問題はないと評価することとした。

この評価に甘んじることなく、貴社は社会的使命にもとづいた事業を行っているとの責任を常にもち、ますます研鑽を積み、健全な経営に努めていただきたい。

以上